

平成24年11月5日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時0分

○散会時刻 午前11時59分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第16回代表者会議における合意事項……………	1
(1) 本会議における報告範囲拡大について……………	1
(2) 議会基本条例について……………	1
2 検討・協議事項……………	2
(1) 議会広報特別委員会設置について（継続協議）……………	2
(2) 議会の機能強化について……………	5



午前10時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第17回調布市議会改革検討代表者会議を開催いたします。

初めに、伊藤座長から挨拶をいただきます。

○伊藤座長

皆さん、おはようございます。陽気も大変寒くなってまいりましたけれども、それぞれの木々が葉の色が変わってきているという、大分もう冬の間近、この感覚を強くしているところであります。11月に入りまして、この末には第4回定例会が開会される日程が近づいています。その中で、こうして17回目を迎えます改革代表者会議におきましては、いよいよ中身の濃い議論が煮詰まってくるというふうに期待をしています。中でも議会基本条例につきましては、前回から具体的な話に入ってまいりまして、きょうは第2回目ということでもありますけれども、どうぞ活発な意見をいただければと、このようにお願いをいたしまして挨拶にかえます。どうもありがとうございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。なお、本日の進行につきましては日程の順番で協議してまいります。前半を経過したところで提案事項の協議を終わらせていただき、後半の時間は(4)の議会基本条例について協議に入りますので、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程の1、第16回代表者会議における合意事項を議題といたします。

前回、第16回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料11をお配りしてございますので、御確認をお願いいたします。

内容は、本会議場における報告範囲拡大について、特別委員会と一部事務組合議会及び広域連合については、所属している議員の代表者が口頭報告をすること。報告の内容は、会議の案件名と結果を簡潔に報告すること。報告に対する質疑は認めないこと等。また、市監理団体の経営状況の報告については、法に基づく報告以外の監理団体の報告も文書により議会に報告を求めることを理事者に要請していくこと。意見書の議員提出議案は、従来どおりの取り扱いとすること。議会基本条例の検討については、スケジュール、会議の進行、市民の意見を聞く手法、議員への説明や意見聴取及び議員研修など、座長が提案した内容で進めることを合意内容としています。御確認をお願いいたします。

ここで、前回合意された事項について、座長から発言がございます。座長、お願いいた

します。

○伊藤座長

それでは、前回の合意事項について2点ほど説明をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、本会議場における諸報告の口頭報告についてでございます。

特別委員会と一部事務組合議会及び広域連合議会の報告については、口頭報告をすることで御了承をいただいたところでございます。この内容は、議会運営委員会の所管に関する事なので、議会運営委員会に報告し、了承を求めるとともに、対象の議員の方々には、今後、具体的な報告や手続等を説明していきたいと考えています。また、これまでも、代表者会議で合意され、実施が可能なものは速やかに実施してまいりました。つきましては、この諸報告における口頭報告についても、第4回定例会から実施していきたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、議会基本条例の検討についてであります。

条例（案）の検討に当たって、市民意見について、前回、理事者が策定中である自治基本条例の策定時における市民の議会に対する市民意見を参考にすると申し上げました。本日、理事者が策定時に実施したアンケートの中で、議会に対する市民意見をまとめたものを資料53で配付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長から合意資料についての補足説明がございました。説明に対して、皆さんから何か質疑等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

御意見もないようでございますので、諸報告の口頭報告については第4回定例会から実施していくことを御了承いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

それでは、特別委員会、一部事務組合議会及び広域連合の口頭報告については、議会運営委員会に報告の上、第4回定例会から実施してまいりますので、御了承をお願いいたします。

次に、日程の2、検討・協議事項に入ります。

(1)の議会広報特別委員会設置についてを議題といたします。

前回の協議において、議会運営委員会の所掌事項と重なるのではないかと等の御意見がございました。継続協議となっておりますので、座長から発言がございます。座長、お願いいたします。

○伊藤座長

それでは、前回の協議の中で、資料46として提案させていただいた広報委員会要綱（案）の所掌事項の中で、議会運営委員会の所掌事項と重複するのではないかと等の意見がございました。このことについて、前回も御説明いたしましたが、議会運営委員会の所掌事項について重複する事項については、最終的には議会運営委員会にお諮りをしなくてはならないことは、私も十分認識しているところでございます。つきましては、本日、修正案として資料46―2を提案いたしたいと思っております。

修正した箇所といたしましては、要綱（案）第2の所掌事項中に下線を引いてある部分でございますが、「（議会運営委員会の所管に係る部分を除く）」の一文を挿入して修正案として提案いたしますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○川畑副座長

座長から改めて修正提案がございました。御意見をお伺いしたいと思っております。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

今の部分は、たしか井上委員のほうからの問題提起だったというふうに思いますが、例えば、具体的にどんな事例、案件が議運の所管というふうにイメージされているのでしょうか。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

ここの所掌事項でいきますと、例えば（3）のインターネットによる議会の会議の放映に関することというふうに大きく出ているんですけれども、これについても、各党派ごとの時間の割り当てでありますとか、そういった点については、これまでも、たしか幹事長会議で諮られて決定されてきたというふうに記憶しております。ですので、インターネットによる議会の会議放映というふうに大枠でいくと、実際には広報委員会での議論だけではなくて、議会全体の運営ということにもつながってくるのではないかとということで、議運の所掌に入ってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○雨宮委員

そうすると、将来的には常任委員会の中継、放映もという視野がありますよね。その部分まで含めて、ここの広報特別委員会ないしはというかパラレルか、同時に議運での議論が必要となってくるという理解でよろしいのでしょうかね。

○井上委員

その辺については、まず、少なくともこの広報委員会が市議会だより運営委員会からの、要綱ではなくて何でしたっけ（「訓令」と呼ぶ者あり）。訓令を改正して、要綱という形にしましょうと。そこから広報委員会を実際に発足させましょうというような流れだと思っています。

議運の場合は法定委員会ですので、ここできっちり和白黒をつけるといいますか、決をとって物事を進めていくということでは、議運のほうに権限が非常に強い部分があるんだろうというふうには認識していますので、少なくとも議会運営にかかわる事項については、きっちり議運のほうで結論を出していくという形が必要なのではないかという指摘というか、考え方になります。

以上です。

○雨宮委員

意見にしますけれども、今の議運での最終的な決着ということは、それはわからないわけじゃないんですが、広報特別委員会を設置して、そこでの議論のテーマにもなり得る課題ですから、そこは、広報委員会での議論は議論として十分尊重した上で、最終的な議運での決定というか、結論というふうに、これは運用上の問題だというふうに思いますけれども、それぞれの議運の委員の皆さん方にもお願いしたいし、座長さんのほうからも議運のメンバーにそういう要請はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ほかには御意見がないようですので、この案件は座長の提案どおりで了承していただきますことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

それでは、資料46—2の修正案で御了承いただきましたので、座長から何かございます

か。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、当初の提案の中でも説明させていただいておりますが、議会情報の広報等につきましても、基本的には現在の市議会だより運営委員会の拡充を図ることで広報委員会を設置したいと考えています。

ただし、規定を整備する上では、訓令である現行の調布市議会だより発行規程を廃止し、要綱において新たに調布市議会広報委員会要綱を設置いたしますので、改めて御理解をいただきたいと思っております。

また、ただいま広報委員会の設置について御了承いただきましたので、広報委員会の設置時期につきましても、現在の市議会だより発行準備等の関係もあり、12月から新たな広報委員会を設置していきたいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

それでは、12月から新たな広報委員会を設置していくことで御了承を御願いいたします。

次に入ります。次に、(2)議会機能の強化を議題といたします。

議会機能の強化については、大きく4つの分野についての提案内容となっております。最初に、それぞれ提案説明をお願いしてから、各分野ごとに意見をお伺いいたしますので、よろしく御願いいたします。

まず、行政への監視及び政策提言機能の強化についてを小林委員から、提案番号97、98ということですので、説明をお願いします。続きまして、議員研修についてを大河委員、99番、ドゥマンジュ委員、100番でございますので、説明をお願いします、続いて、委員会審査方法等について、雨宮委員、106、大河委員、108、ドゥマンジュ委員、107で提案をいただいております。4つ目として、予算・決算特別委員会の設置についてということで、雨宮委員、114、高橋委員、116、大河委員、115番から提案を受けておりますので、その順で協議に入ります。ですが、説明については各会派の委員さんからまとめて説明をお願いします、順次協議してまいりますので、この順序で御願いいたします。

それでは、初めに、小林委員さんから提案を受けております行政への監視及び政策提言機能についての強化をお願いいたします。小林委員。

○小林委員

事務局サイドで4つに振り分けられておりますので、こういう形になったのかなというふうに思っております。ただ、中身について私ども、この2項目、97、98については大枠で提案しますんで、詳細についての打ち合わせがなかったので、こんなふうに振り分けら

れたのかなというふうに思います。

まず、行政への監視、政策提言機能強化の考え方ですけれども、今まで以上に機能強化をするためには、議会日程を確保し、あるいは議会が活動できる状態を長期化、恒常化することが必要ではないかなというふうに私は思っております。全国の自治体では、三重、あるいは大阪、神奈川のように議会の機能を強化するための会期の見直し、あるいは定例会の2回制、通年制、これについては、私も提案事項90番で通年制について既に提案しておりますので、また後ほど協議されるかというふうに思っております。

この4項目の中で、ほかの項目にも実は重なる部分が私どもの提案でございますので、それを最初にお伝えしなければというふうに思っています。基本的に、構成員である議員一人一人がまず行政に対するチェック機能を強化するためには、調査研究能力、情報収集能力をどれだけ議員が高め、あるいは発揮できるかが大きな課題ではないかというふうに思っております。こうした議員の基礎的能力の向上のための努力では足りない部分を補う工夫が求められてくるのではないかなと。

後で元気派さん、あるいは生活ネットさんが提案されている議員研修にもかぶる部分があります。地方分権の進展に伴って自治体が処理する事務はさらに拡大し、議会においても専門的事項に関する審議がふえてくる。これは当然のことだと思っております。これまで実施した議員研修のあり方も、やはり見直していくべきかなというふうに思っております。今、私ども議会と、ことしからですか、議長会フォーラムに2年に1回、全議員が参加させていただいている。その前は市長会の主催の4年に1回。ですから、今回も私、行かせていただきましたけども、こういう勉強できる場を例えば年1回確保していただけるような、議長会に行けない方は例えば市長会に行くような形で、これは提案をさせていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、やはりチェックをする、強化をするためには、議会事務局の体制整備が重要になるというふうに思っております。議会改革を補佐する、議員を補佐する、支援する議会事務局の体制を整備する。特に政策形成機能強化のためには、政策、法務の担当職員の充実を図る必要があるのではないかと思います。そのためには、事務局職員を参議院の法務局などに派遣研修をしていただいて、資質向上のための取り組みを工夫されたらどうかという提案をしたいと思っております。

それともう1つ、専門職としての議会事務局職員の採用などの人事、あるいは議会事務局の予算編成、これは報告をしていただいておりますけれども、これを議会の権限として予算を組み立てる。そして、理事者側と交渉していくというようなことも議会側でやるべきではないかなと、こんな提案を。



具体的には、この97、98だと余りにも大きなもんですから、まずはこの程度を提案させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。

次に、大河委員さんから説明をお願いいたします。大河委員さんからは、議員研修と審査方法、予特、決特について提案をいただいています。お願いします。

○大河委員

全部まとめてということですか。

○川畑副座長

はい、お願いします。

○大河委員

議員研修につきましては、今、小林委員さんもおっしゃいましたように、さまざまな形の議員研修が、政策立案能力が問われるこれからの議会で大変重要なことだと思っております。

私は、ほかのところに行くことも大事ですが、議会という機関の中で議員が情報を共有するという視点から言えば、むしろ、みずからの議会に呼んで、そして、全員がこの場で受けることも非常に重要ではないかというふうに思っております。一度お呼びした方もありましたが、やはりさまざまなテーマによって、例えば横須賀市議会では、必ず議会の会期のときに、終わりだったかな、講師を呼んだりテーマを決めて、そこで全員が共有し、研究されているということもお聞きしております。もっとたくさんのお話をみんなで共有することによって、会派という政策集団ではありますが、結果として、議会という機関として自由に討議した結果、議会の結論として、市政の方向性はどうかということは今後はより高めていく必要がある。会津の議会に視察された会派もあるようですが、最終的に議論したことが溶解する。要するに、それが結実して、最終的に議会としての最終結論に臨まれるということがありますので、私は、むしろ議会に講師を呼ぶという、定期的に行いながら、課題について研修することも1つ提案したいというふうに思います。

また、今回のような議会改革をやっていく中で、事務事業評価というのを、今、行政が事業仕分け的なことをしておりますが、多摩議会でもありますように、議会としての決算に対して多摩でやっているような評価が必要だとすれば、やはりそういった項目に対しても議会の視点としてどういうことを考えるかといったような項目も挙げながら、しっかりと監視、チェック機能を果たせるような機関として研修を積んでいく。そして、その

結果を出していくということが今後望まれるのではないかと思います、議員研修についての提案をさせていただいております。それが 100番ですね。

それと、自由討議の 102というのもよろしいんですか。もっと飛ぶのかな。1日1委員会か。108でよろしいですか。

○川畑副座長

はい。

○大河委員

1日1委員会は、今後インターネットでの同日の中継をやる方向で今進んでいますが、私は、できることであれば、自分自身も、あと市民の方も同日に情報を共有することはなかなか難しいということからすれば、議会日程は1日1委員会で開催するということが望ましいのではないかとこの考えは持っております。ですから、同日開催のインターネット中継や委員会中継をやっていく中で、そのよかった点やさまざまところを検証し、やはり1日1委員会の開催がよいという結論を見たのであれば、ぜひこういった方向を目指してほしいなというふうに考えておりますので、これは初期のときですけれども、提案させていただきます。

あと、本会議での委員長報告、これは……

○川畑副座長

115です。

○大河委員

これは、今は意見が分かれたときだけ 150字程度の内容についての報告がございますが、私は、本来的には……

○川畑副座長

予特、決特の 115です。

○大河委員

予算・決算特別委員会の設置ということをご提案させていただきます。これは、書き方はこうですけども、私としては、最初に今うちの議会でやっているような全体的な総論的なやりとりがあった後に特別委員会をし、その中で理事者の方も出席された中でしっかり予算・決算委員会をし、最終的にもう一度しているという、稲城でしたか、どちらかの議会でやっているようなやり方が一番望ましいのではないかなというふうに思っております。なぜかといいますと、なかなか歳入に触ったりすることが、委員会付託の今のままですと全体が見えない。それで、財政状況が今後厳しくなっていく中で、やはり行財政運営を一緒に考えていく場合は、最終的には予算委員会と決算委員会をし、情報を共有し、

そして、しっかり見ていくことで、特別職も出ていった特別委員会をし、やっていくことが重要ではないかと思えます。

ただし、調布市の各委員会に付託されていることは大変細かく、市民のいろんな意見も委員会でしっかり反映しているという予算もありますので、そういった点もセットした中でやり方の工夫というものが需要ではないかというふうに考えておりますので、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

続きまして、ドゥマンジュ委員さんからお願いします。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私は、議員研修、学習会、勉強会を開催ということで、財政分析や、また議会基本条例など、政策づくりに即した研修を実施することとして研修会の開催を求めました。

まず、この議会基本条例なんかも、本来であれば、私は希望としては、議員全員でいろいろな先進的に行っているところの方を呼んだりしてやるのが希望でしたけれども、このような形で進んできました。そして、これからは財政が厳しさを増す中で、議員の個々の資質を高めることで二元代表制の一翼を担うということをし、しっかりとその責任を果たしていくことが必要だと思えます。そのためには、自治体財政のことをしっかりと把握しながら、今の調布市の現状を把握して、政策をつくっていく、提案していくということが議会に求められてくると思えますので、財政学習会ですとか、またはいろいろなその時々事例といいますか、その時々、調布市で課題になっていることをしっかりと学習していくようなことも必要だと思えました。

先ほど大河さんのほうから横須賀の取り組みがお話しされていましたが、私も横須賀の研修会の資料をいただいたんですけど、これを見ますと、議会改革だけではなくてその時々、子育てに優しいまちづくりですとか、これは毎年1回、必ず開かれているんですね。そして、ごみ処理問題について、または平成23年、去年なんかは土地開発公社について5回集中審議、第三セクターの抜本改革についてということで、学識の方を呼んで、そういうような研修もされています。こうした、その時々に応じて市の課題になっていることをしっかりとみんなで共有しながら、その課題の解決に向けて学習していくというのは本当に大切なことだと思えます。

また、横須賀では、IT研修会なども、新人議員を対象として、または希望する方を対象として毎年開催しているということですので、この議会改革でもそういうIT機器を導入するようなことも検討されていますので、そうしたことから、こういう研修も具体的

にしていくことは、それぞれの議員の資質を向上させて、よりよい議会をつくっていくということでは大変大事なことだと思います。

あともう1つは、1日1常任委員会のほうですけれども、調布では各委員会にいろいろ付託して、予算、決算を細かく見ていくというようなやり方は調布の特徴として大変いいことだと思います。しかし、予算・決算特別委員会のように全体を見るということができないので、であれば、やはり1日1常任委員会にして、議員もほかの委員会の話を傍聴することができる。また、これは市民の方にとっても、いろいろな委員会の傍聴をしたいときにそれが可能になるということで、1日1常任委員会。そして、ここには市長や特別職も必要に応じて出席していただけるということを提案しました。今は部長ですので、やはり執行するということになって責任を持って答弁されるというときには市長、あとは教育長ですか、そういう特別職が出席することも必要ではないのかということで提案いたしました。

以上です。

○川畑副座長

次に、雨宮委員さん、お願いします。

○雨宮委員

106でいいんですね。

○川畑副座長

はい。

○雨宮委員

常任委員会の開催、1日1常任委員会、既に2人の方からの提案理由の説明があったのと基本的に同じ方向だというふうに思っております。特にお2人の方が触れられなかった部分で1つあるのは、4人未満の会派の場合には、常任委員会に委員を持たない部分が出てきますよね。3人、2人、1人。その場合に、最近はほとんど例が見られないんですけど、制度的には委員外議員発言というのがあるんですよ。常任委員でない議員がね。もちろん、乱発していいという話じゃないですよ。そういう制度もあって、その制度を担保する上では、やっぱり同時に開催されていてはそれが制度的に保障されないという面もありますし、それから、発言までいかななくてもやっぱり傍聴したいという、あるいは議論に間接的に参加するというを制度的に保障するという意味では、1日1常任委員会というのがいいのではないかなというふうに私は思っております。ほかの部分については、大河さんやドゥマンジュさんが発言された内容と同じ。

それから、予特、決特の特に予算特別委員会については、ここにも書いてありますけれ

ども、総括的な部分は、まさに特別委員会全体会というか、特別委員会全体でやって、各所管については、常任委員会付託という言い方でもいいし、あえて言えば分科会という位置づけでもいいと思うんですよね。予算特別委員会の分科会で、そこには結果的には全員が参加すると。特別職の参加を求めることができるというのは、先ほどどなたか、ドゥマンジュさんかな、言われていましたけども、部長職の職責というのは執行職責なんですよ。予算化されたもの、あるいは市長の命によって執行するということまでしかないわけで、政策変更を求める場合には、やっぱり市長部局であれば市長であるし、それから、教育委員会、教育行政であれば教育長になるわけですから、そういう点では、特別職というか、行政サイドと議会との関係で政策変更を求めて、それに対する決裁権を持つ特別職の出席を求める。これも義務づけということではなくて、必要に応じて求めることができるという程度でいいのかなというのが私の理解です。

以上。

○川畑副座長

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

116番だと思うんですけど、今、皆さんからお話がありましたように、予算、決算につきましては、今、常任委員会で審議されている部分は、あれはあれで否定するつもりはなく、有意義な形で、有益な形で進行されていると思っているんですけども、今、皆さんからお話が出ましたように、予算と決算に関しましては俯瞰で物を見る必要があるだろうということで、そのこの部分の監視強化、チェック強化という部分におきましても、少なくとも全議員が参加できるような形での常任委員会と特別委員会の基準の部分というのは、今後詳細を詰めなきゃいけないかと思えますけれども、そのこの全体を俯瞰で見るために、出席できる時間というか、機会を担保していただくというような形の、皆様、今お話がありましたような形の委員会設置というのをぜひお願いしたいなということでの御提案でございます。

その後の部分については、事案別って、ちょっとわかりにくい表現をしちゃったんですけど、これは今お話が出ているような、広報委員会、特別につくるとかというような形での進行がされておりますので、ここの部分は省略して、予算・決算特別委員会の設置についての御提案という形にさせていただきます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それぞれ皆様から説明が終わりました。

最初に、行政への監視及び政策提言機能の強化について御意見をお伺いしたいと思えます。御説明ありましたことに対し質問等がございましたら、挙手にてお願いいたします。どうぞ。雨宮委員。

○雨宮委員

これは98番、政策提言機能についての質問なのですが、現在でも制度的には、いわゆる議員による議案提案権ってありますよね。それとはまた違った概念というか、考え方というか、その辺の関係はどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

私がここで例えば議員提案しますけども、法務上、例えば行政では今、総務の法令審査じゃないや、そういう部署があるじゃないですか。しかし、現在、私たちがそういう条例等の案を事務局に相談するにも、やはりそれは事務局サイドではなかなか決め切れない。やっぱり理事者サイドの法令担当に求めていく状況だと思うんですね。そうじゃなくて、やっぱり議会でそれが完結できるような、理事者側と私たちは、対抗するという言い方は変ですけど、切磋琢磨しなきゃいけないわけですよ。その辺の部分を強化していただかないと、要するに、市長は1,400のスタッフがいるわけですよ。我々にスタッフは10数名。それだけ、やはり強化をしていく必要があるのかなと。これは人的にも、そういう能力的にも、今もありますけれども、もっと強化していただくということで、私どもがチェックする幅がもっと広がっていくのかなというふうに思っていることで提案させていただきました。

○雨宮委員

そうすると、それは確認ということになるかもしれませんが、立法法務という捉え方でよろしいんですかね。

○小林委員

それで結構だと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。挙手にてお願いします。井上委員、ありませんか。

○井上委員

大丈夫です。

○川畑副座長

大須賀委員、どうぞ。

○大須賀委員

事務局強化の提案は、私も大いに賛成です。法務の点が今言われていますけども、もう1つ、財務の点もぜひ強化すべき点かというふうに思っています。過去、例えば市長側の原案に対して、議会側か、あるいは会派側から修正案を出すということが幾つかあったんですが、法務と財務両方の専門家がいないと、もちろん議員も議員なりにそれぞれ調べますが、正直なかなか厳しいところなんです。特に、法務もそうですけど財務も、東京都もしくは国からの補助金もしくは交付金という場合には、その出し入れに関して何か関連しているケースがあるんですよ。そういうこともきちんと捉えていかないと、修正案もなかなか出しにくいという経験が、私も側面で見っていましたので、ぜひ法務と同時に財務のほうも、詳しい人が事務局スタッフにいる形をできるだけ早いときにとってもらいたいというふうに強く思っています。

以上です。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

それとあと、ちょっとほかを見ましたら、提案番号 118から 121で事務局体制のくくりがあるんですよ。今回、私、ここを出していますけれども、そちらの部分に入れていただいていたのかなと。そこで全体の中での議論をしていただいたほうが進んでいくかなというふうに思いますので、そういうくくりでお願いできればと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

議員の研修にかかわってなんですが、先ほどの提案説明によりますと、どちらかという私の印象では、例えば、最近のトレンドで言えばみたいな話じゃないけれども、比較的技術的な内容を持ったような、あるいは例えば福祉分野であるとか教育分野であるとか、そういった課題別の専門研修みたいなことも視野に入れてよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

研修については次の議題になっておりますので、済みません。議員研修については2つ目の議題になります。1つ目の小林委員さんから出されました機能強化の中で……

○雨宮委員

の中で。

○川畑副座長

そうです。済みません。よろしいですか。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございませんか。小林委員。

○小林委員

機能強化の中で私も研修の部分は入れていますので、いいんじゃないかというふうに思います。先ほど私も研修の部分で提案させていただいた議長会、市長会、あるじゃないですか。実は立川で、たしかことしからかな、必ずそのどちらかに行けるスタイルというか、そういう制度を取り入れたようなんです。現状は政調費で行けないこともないんですけども、そうじゃなくて、やはり行政側としてしっかりと議員のレベルを上げていくための経費を出させていくという部分が、対抗する一人一人の議員の能力を上げていかないと、そのための市長会、あるいは議長会のフォーラムが私は——今回も政調費で来られていた議員さんもいらっしゃいますんで、これはやっぱり制度化させていくという部分で提案させていただきましたんで、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私は、今おっしゃった意見について基本的には賛成です。やっぱりいろんな議会の先進事例を聞いて、それを共有して、できるだけ大勢の方で共有しないと、なかなか資料を読んだだけでは、生で聞いたのとの違いがあると思うので、そこはそうしていただければと思います。

ただ、やっぱりそれをどう自分の議会に生かすかというアウトプットといいますか、その成果という意味で言えば、例えば私たちのときから始まった半分ずつ行く議会フォーラムの中は、まさに議会基本条例というものの4市の先駆的な事例を聞いてきたわけです。では、それを今度の議会でどういうふうに生かすかというふうなことをやはりちゃんと話し合いをし、そして、この項目のこういったことならやれるんじゃないかというふうな内容を煮詰めていかないと、個々人の成果に終わらすのではなく、議会の機関として、その成果をどう持ち帰って、形として煮詰めていくかということもさらに求められると思いますので、行って帰ってきた後で全員で少し話すとか、資料にするなりなんなり、そこで得たものを共有していく一工夫ということもあわせて検討していく必要があるのではないかと



と思いますので、これは1つの提案としてお話をさせていただきました。

○川畑副座長

今、議員研修についても御意見をいただいておりますので、議員研修について、大河さんとドゥマンジュさんからいただいたものも含めて皆さんから議論をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ドゥマンジュ委員、どうぞ。

○ドゥマンジュ委員

先ほど雨宮さんから、これは課題別の研修とかというのものもあるだろうかということですので、私はそれもありだと思います。小林委員のほうからお話があったような、よそに出かけての研修もあると思いますけれども、またそれと同時に、本当に今、市で課題になっていることを、これについてはしっかりと専門家の意見を聞いて議会として判断したいねということがあれば、それは専門の方を呼んで、横須賀のように集中的にやることもあるだろうし、そういうような方法で進めていくことが大事だと思います。やはり、ただ聞いたということではなくて、それをもって議会として何を変えていったらいいのか、何を政策提言していったらいいのかというところまで話を持っていけるような研修であれば、それはさらにいいと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。林委員。

○林委員

先ほどから手を挙げさせていただいている中で、勝手に議題を次に進めるのはちょっといかがなものかと思いますが、申し上げておきたいと思いますが、小林委員のほうからは、行政の監視、政策提言機能の強化という中で主に3つ、日程の変更、通年制の問題、議会の問題ですね。それと、調査、研修の問題、もう1つが議会事務局の体制整備云々という主に3つ取り上げていただいたと思うんですけども、どれも大切なことだと思っておりますので、全体的には賛同するものですが、通年制と議会事務局体制の整備は、先ほど別途取り上げられるということでございますので、調査、研究については皆様方から述べられたとおり、それぞれの会派、それぞれの議員で、それぞれ研さんは積んでいらっしやると思いますけども、議会として、皆様で合意できたものについては研さんを積み重ねていくということについては、私ども会派としても賛成でございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかに。高橋委員。

○高橋委員。

皆様の御意見もお聞きしていて、私も前々から議員研修について、今回の議長会フォーラムもそうなんですけれども、そういったものとは別に、先ほど小林委員のお話にもあったように、そういったフォーラムに対して政務調査費という形で参加する方もいらっしゃるというような話も伺ったこともありますし、個々が自分のスキルに合わせたという形での議員研修というのを受けるといっても何らかの形で実現できる方法がとればいいなどというふうに思っております。当然、皆さん全員で聞くという部分ももちろん大切で、それはそれであるとしても、例えば、これは議論が別のところになってしまうかもしれないんですけども、いわゆる研修費みたいな形のをどこかで制定していただけるような方法も考えてもいいのかなんていうふうにも思っておりますし、少なくとも研修というものに関しての御提案に関しては賛同するものです。

それから、もう1つあわせて意見として言わせていただくと、事務局機能の強化という部分については、これはぜひぜひ。決して簡単なものではないと思うんですけども、人的な問題、それから組織的な問題等も含めて、ハードルが高いものかもしれないんですが、ぜひそういった形の方向で、事務局のスタッフの機能強化という形での方向については賛同させていただいておきたいというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

今までいろいろ議論を聞いていてなるほどと思ったのは、今、例えば行政視察なんかもそうですし、それから、今出ている市長会フォーラムへの参加なんかもそうなんですけど、報告書は確かに書くようになっているんですよね。議員個人も書くようにはなっているんですが、多分それは恐らくそれぞれの議員の皆さん方の感想と言うと言い過ぎかもしれないけど、受けとめ方や感じ方の範囲でとどまっているんじゃないかという印象があるんですよ。だけど、さっきどなたかおっしゃっていたけど、別に、例えば行政視察に行って、視察したことに対して統一見解を持つ必要はないんだけど、それぞれがお互いの意見や感想、受けとめ方を、交流して、それで調布の行政や議会に生かすことができるかできないかみたいな、そういう議論の場は、これからの発展方向としてつくってもいいのかなという。

それはほかの研修についても同じで、市長会フォーラム、私も去年行ってきましたけども、それぞれ行って、議員同士の個人的な関係の中でいろいろ話はしているんだけど、それじゃ、参加した人が一丸となってじゃないけど、お互いに考え方や、あるいはあのことについてはどうなのよと意見交換をするみたいな場があったら、もっと有意義、有効に生

かせるんじゃないかなということも今の議論を聞いていて感じたんですね。ですから、今すぐここで、じゃ、そうしましょうという話にはならないかもしれないけども、今後の議会運営の中に生かしていったら非常にいいのではないかなという感想を持ちました。意見です。

○川畑副座長

御意見をいただきました。ほかにございますか。大河委員、どうぞ。

○大河委員

今、雨宮委員さんから意見が出ましたけれども、例えば議会基本条例であれば、フォーラムで聞いた話に感銘して、そして、その後、何人か会派を超えて、伊賀市の議長が来たシンポジウムみたいなのを聞きに行った事例がありましたけれども、例えばどこかで聞いた議会の事例を、例えば議会改革で言えば、そういったところでみんなで話して、そうなんであれば、逆に言えば、今度招聘して、全議員でその話を聞いて深め、そして、何か議会の改革に生かしていくとか、そういうやり方も可能ではないかなと思いますので、具体的にこれをしますということを決めることは難しいかもしれませんが、今意見が出たように、やはりさまざまところで研修した成果を議会で生かすための何らかの方策を今後具体的に検討していくというようなどころはあってもいいのではないかと思いますので、ぜひそこまでは確認をしていただければありがたいと思います。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

今回、議会改革で講師を呼びましたよね。あれ、たしか議会費でしたっけ（「議員会費」と呼ぶ者あり）。議員会費ですよ。ということは、私たち議員が出したという言い方は変ですけど。ですから、そういう予算についても、要するに行政側につけていけるような仕組みが、例えば、さっき言ったように講師を呼ぶ等々も含めて、その辺のところは対市とチェックしていく技量を高める上での、やはりそういうところの予算づけなんかも当然必要ではないかなというふうに今いろいろ聞いて思いました。済みません、感想で。

○川畑副座長

ほかにございますか。大体御意見が出たようで……雨宮委員。

○雨宮委員

今の小林さんの意見の関連なんですけど、最近やれ全国議長会だとか何とか学会だとかいろいろな研修の案内がやたらとたくさん来るじゃないですか。それを一つ一つ見ていると、これもちょっと聞いてみたいなという思いはあるんだけど、なぜか関西が中心で、本

抛地がね。費用が非常にかかるという側面があつて、それは単純に、だから予算をふやせと言うつもりはないんだけど、ちょっとその辺の検討も議会としてやってもいいのかなという思いは最近しているんですね。あれ多分、会派なり個人なりの政務調査費、年間30万の枠内でやるとなると、これはこれでなかなか大変なのかなという思いも実は正直しているところもあるので、ぜひいずれかのところで俎上にのせてもらえればというふうに思います。これも感想的意見です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

考えましたら、自治法が改正されて地方に権限が大分移譲されます。そして、今後も条例の参酌基準もあつたりしますから、自治ということ言えば、市として独自の法律も提案されるということが予想されますので、やはりそういった意味からすれば、議員のスキルアップといったことが当然問われてくると思いますので、やっぱり時代の要請からしても、そういった条例に向けての自治法の改正の中での1つの論点には、そういったものは各議員が学ぶというよりも全員で共有しながら、その視点をというものを持っていく必要があると思いますので、ぜひ来年度の予算に、やはりそういったことについて、それこそ二元代表制と一緒にやっていく。片方はそれなりに勉強し、また提案をするための調査もし、研修もしているわけですので、私たちもそれなりにしっかりやらないと、市民の負託に応えられないのではないかと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今、私たち、政務調査費ということで、年間、皆さんの税金を使わせていただいておりますが、これが政務活動費というふうに今度変わってくるということです。私も政務調査費ということで議長会フォーラムのほうに参加させていただきましたけれども、今、雨宮さんが言ったように、やはり宿泊をして行くというのはお金がかかりますので、だったらば誰かを呼んできてこの議会でみんなで聞くというほうが費用的には安いのかなと思います。そういうところにちゃんと予算をつけていくなれば、やはりそれに対して議会としてはどういうふうにそれを生かしていくのかということがわかるような、やはりみんなで話し合っただけで詰めていくというようなことも必要になってくるのかなと思います。税金を使って私たちの活動にしっかりと役立てるというところ、説明責任が果たせるような形での

研修のやり方を考えていかなければならないと思います。

○川畑副座長

ほかにないですね。大体御意見は出たようでございますので、座長のほうからございましたらお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それぞれの活発な御意見、ありがとうございました。

まず初めに、カテゴリーの分類の中における御指摘もありましたが、会議を進める上での分類をさせていただいていることはまず御理解をいただいているというふうに思っていますので、今後も御協力をお願いしたいと思っています。その中において、行政の監視機能強化、政策提言機能強化という分類、カテゴリーでありますけれども、ここでの御議論の中での考え方を私のほうから申し上げ、次回のときにその提案をしていきたいというふうに考えます。

まずは、皆さんの御意見を聞いていますと、当然のごとく、議会は市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案、また政策提言に関する議会の機能を強化する、このことで意見は一致しているというふうに理解いたしました。そして、行政運営の水準の向上を図るために、いろいろな講習なども受けながら、我々議会として条例の提案、議案の修正、議事等を通じて市長に対して政策立案や政策提言を行う努力を我々としてもしていかなければいけないという御議論だというふうに伺っていました。

もう一方、議会といたしましては、当然市政に関する議員の一般質問における政策の提言、提案について、例えば必要があると考えたときには、その政策立案に向けた調査、研究などを行うために何らかの予算措置を今後考えながら、議会としてそうした勉強会、講習会を含めて常に行えるような状況、そうしたものもつくっていかなければいけないという議論がされていたのではないかなど、総合的に簡潔に評価するとそんな形のところを受けとめさせていただいたところでございます。

もう1つのほうに入っていましたけれども、議員研修などの御提案でありますけれども、以前は都市問題会議などの参加、あるいは最近も参加いたしました議長会フォーラムへの参加、また、この代表者会議においても、ことしの5月に分権時代に求められる議会と議会改革についてと、これまでもさまざまな議員研修を実施してきたところであります。議員の政策形成、または立案能力の向上を図るためにも、議員研修の充実と強化を図ることは重要だと考えています。議会機能の強化に結びつけていきたいとも考えているところであります。そのためにも、必要に応じて各分野、専門家やその他、有識者の研修も今後考えていきたい。また、前回の代表者会議におきましても、これから先の中において、全議

員を対象といたしました研修会、講演会、勉強会を含めて行っていこうと、こういったことが考え方として皆さんに御理解をいただいていることとと思っていますので、そうした観点から次回このことについての提案をさせていただければと思っています。

以上でございます。

○川畑副座長

それでは、この協議事項につきましては、次回以降提案して継続協議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、日程の協議の途中ではございますが、前半の検討事項はここで終了させていただき、これから（4）議会基本条例についてを議題といたします。

前は、資料の50番で提案されました条例の骨子（案）について座長から提案説明がされました。本日はその骨子に基づいた第1章、総則と第2章、議会・議員の使命と活動原則の条例（案）を資料54として配付していますので、最初に座長から説明をお願いし、なお、前回の資料50でお示したままの条例骨子（案）については座長の説明が終わってから御意見をお伺いしたいと思っていますので、まずは座長のほうからお願いしたいと思います。

○伊藤座長

それでは、議会基本条例の検討につきましての説明をさせていただきたいと思いますが、本日、前回お配りいたしました議会基本条例骨子（案）の骨子（案）だけを抜粋して、資料番号、同じ資料50として配付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。なお、その中で、第3章の市民と議会の関係の中に広報広聴。これは広報広聴を明確に基本条例の中に入れると今までも申し上げておりますので、ここでこれを付加しておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

本日は、最初に議会基本条例を制定する意義や目的について、私の考え方を話しさせていただき、その後、前回資料50で提案させていただきました基本条例骨子（案）に基づき、条例（案）の第1章と第2章を本日お配りいたしました資料54で具体的な案について説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料54の説明に入る前に、なぜ議会基本条例を制定するのか、また、基本条例を制定する意味や目的等について、私の考え方を申し上げたいと思います。

まず、平成12年の地方分権一括法の施行以来、議会の機能も拡充されつつあります。分権改革によって議会の制度的可能性が大きく広がった反面、その任にたえる議会の役割を

いま一度考える必要もあると考えているところであります。地方分権の時代を迎え、地方の自主性と自律性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には従来の議事機関としての役割と責務だけでなく、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるための政策立案や提言等、政策形成機能の充実がこれまで以上に求められてきております。

こうした社会状況の変化は私だけでなく、ここにおられる委員の皆さんも既に感じておられることと思います。この代表者会議も議員の皆様がこれまでの議会運営や議会活動に対し改革すべき事項をそれぞれ提案していただき、現在検討していただいているところからも明らかでございます。私たち議員は議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての調布市民が安全で安心して暮らせる、幸せに暮らし続けることができるよう最大限の努力をしなければならないと考えております。こうした考えのもと、議会は日本国憲法に定める地方自治法の本旨にのっとり、市民に開かれ信頼される議会となるために、議会の最高規範として議会基本条例を制定することが必要であると考えております。

条例間において他の条例に優劣するような条例は存在しません。そうした意味合いからすれば、これから検討しようとする議会基本条例は形式的意味において最高規範ではない。しかし、実質的な意味合いにおいては、議会における最高規範となる条例として議会関係条例、あるいは規則等の解釈運用においては、他の条例に特別の規定がない限り、この議会基本条例の趣旨、目的に沿って行わなければならない、調布市議会の柱となるべき条例として検討してまいりたいと考えています。

次に、議会基本条例を制定する意味や目的について考え方を説明いたします。

最初に、議会基本条例を制定する意義として、調布市議会として基本となる理念や議員の責務並びに議会運営の基本的事項を議会の最高規範として条例化することによって、議会の役割を明らかにすることを目的として制定していきたいと考えています。言いかえますと、議会の基本的理念や議会運営の基本的事項等を議会の最高規範として条例化することによって、今後の議会の基本的な考え方を柱とした議会運営や議会の役割が明確になるものであります。こうした考えのもと、条例案を検討し、提案していきたいと考えています。

次に、条例に盛り込むべき内容についてでございます。これについては、この間、代表者会議で提案された事項等を中心に考え、市民と議会との関係を初め、市長等、執行機関と議会との関係、議会機能の強化等を考え、前回資料50で骨子（案）としてお示ししたところでございます。この骨子（案）に基づき、資料54を説明いたします。

最初に第1章、総則の案でございます。この章では、条例の目的と基本理念を定めてい

ます。

目的では、この条例の直接の目的として、議会の役割を明確にし、市民の負託に応えること、さらに、本来あるべき議会活動を行うことにより、市政及び市民福祉の向上の発展に寄与することを定めています。

基本理念では、調布市議会の議決により、市民の意思が確定することを踏まえ、議会活動の基本、市民に開かれた議会とし、その実現のため情報公開と議論の活性化を図り、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させる努力をし、自律した地方自治（地域主権）の確立を目指すものと定めております。

次に第2章、議会及び議員の使命及び活動原則（案）について説明いたします。この章では、議会及び議員の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めております。

議会の使命は、選挙で選ばれた議員が市民の多様な意見を持ち寄り、その意見を議員同士で話し合い、集約し、市政に反映させることを使命として定めております。

議会の活動の原則といたしまして、1つ目に、基本理念と同じ市民に開かれた議会を目指すこと、2つ目に、議会活動は原則公開とすること、3つ目に、市民意見を把握し、議論を活性化させること、4つ目に、政策提言、政策立案を行うこと、5つ目に、継続的に議会改革を行うことを活動の原則として規定しております。

次に、議員の使命は、直接選挙で選ばれた公職として、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命と定めております。

議員の活動原則といたしましては、1つ目に、議員間の活発な討議を重んじること、2つ目に、市政について市民の意見を的確に把握し、自己の能力を高めるため資質の向上を図ること、3つ目に、市民全体の福祉の向上を目指して活動をすること、4つ目に、市民への説明責任を果たすことを活動の原則としております。

また、議員は会派を結成することができ、会派は政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めることを規定しています。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長から第1章、総則、第2章についての説明がございました。この部分につきましては後ほど御意見をお伺いするとして、まず、前回資料50で示されました条例の骨子（案）について御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。挙手にてお願いします。林委員、お願いします。

○林委員



これまでの議会基本条例の進め方について、座長、副座長の御努力には敬意を表したいと思っております。ただ、時間のなかで非常にスピード感あふれ過ぎるぐらいあふれて進められる気合いというか、お気持ちは重々感じているところではございますけども、骨子の中で、今回は一番最初の第1章の総則の素案というものが出てきているわけですけども、骨子の中で気になる文言等も出てきておりますし、先ほど座長のほうから御説明のあった目的の前のお話、何のために制定するのかという中で、たびたび使われておられました最高規範性という言葉自体、私は議会基本条例をつくる中では、条例に優劣はないという説明はありましたけども、そうである以上、最高規範という言葉を使うことはやはり控えるべきだというふうに考えております。本来、憲法、地方自治法のもとに我々地方議会が条例等を定め、進めているわけでございますけども、条例間においては当然優劣はないわけでございますから、最高規範性と性をつけておりますけども、誤解を招かないためにも、最高規範という言葉については慎んでいただければという意見を持っておるところでございます。

また、その後に市民と議会の関係という第3章。これは今の段階ではまだ議論にはなっていないわけでございますけども、市民のあり方というものについても自治基本条例の中で議論となっているところがございますので、その辺についても議会基本条例を定める以上、しっかりと位置づける必要があるのではないかとこのように思っております。

今伺っている内容というか座長からのお話の中で、主に気になった点について御意見を述べさせていただいたところがございます。とりあえず以上でございます。

○川畑副座長

ほかに骨子についての御意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

例えば5章の部分なんかで見ると、議会機能の強化といううたい方はいいと思うんですが、例えば委員会活動であるとか議員研修といったものと自由討議、研究会というのはちょっとカテゴリーが違うんじゃないかと思うんですよ。自由討議というのを基本条例の中にうたい込む必要があるのかどうか、私は非常に疑問を持っていて、それは議論のあり方の問題であって、条例として定めるべきものではないような感じは私はしています。

それから、議員研修についてもさっきからまさに議論されているように、議員としての資質を高めるためにこういうことを行うものとするぐらいの定めならいいと思うんですけど、ちょっとイメージが具体的につかめないもので、もう少しこの辺は議論の必要があるのかなという感じがしています。

それから、政策提言というのが2カ所出てきますよね。8章の政務活動と、それからその前のさっきの2章かなんかにもありましたっけ。2章じゃないかな。内容的に重複している部分もあるような感じもしますので、さらに精査の必要があるのではないかなとこの骨子（案）を見て感じました。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私はなぜ制定するのかというお話で、一括法でということと自主・自律性とか、さまざまなお話が憲法と自治法にのっとり市民に開かれたというお話がありましたけれども、いろんな内容が自治基本条例——私も調布の案についてはいろんな見解を持っております。ただ、自治基本条例が実質的条例のあれはないにしろ、内容的には市の憲法とも言うべき最高規範だというふうな考え方は私はあるというふうに思っておりますので、座長がお話しされた、形式的に見て最高規範とは言わないまでも、実質的には最高規範として、それを基本の考え方に置いてやっていくということの見解については当然そうではないのかなというふうに私自身は受けとめております。ですから、やはりこういうこと1つ見ても、逆に言えば、なかなか基本条例をつくっていくことの難しさがあるのかなというふうに思いました。

また一方で、雨宮委員さんが自由討議という話に対しての問題提起をされましたけど、私は議員間の自由討議というのはまさに新しい議会での非常に重要なポイントを占めている内容だと思っておりますので、逆に言えば別立てしてもいいくらいで、そのことをしっかりやっていくことで、議会として十分な議論を尽くして政策を提言していくというプロセスの中に概念としてしっかり盛り込んでいく必要があるのではないかなというふうに感じております。

ただ、いろんな言葉が今聞いている中でどんなイメージを持つのかといったとき、ある程度共通した概念がないとなかなか難しいのかなということも一方で感じましたので、そういう意味で言えば、ここに書かれた内容に対してそれぞれが持つイメージやその言葉というものが、今の指摘を見てこんなに違うのかというので、どんなふうに議論を進めていけば、より集約された、私たちが基本とする考え方の方向性を示す条例ができるのかなというやり方には、やはりそれなりの工夫が必要なのかなというふうな見解を持っております。

○川畑副座長

ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

調布の議会基本条例は、東京都で言えば多摩市に次いで2番目になる基本条例になると思うんですが、それで多摩市のと比べながら見せていただいているんですけども、多摩市ではやはり討議による合意形成で創造的に意志決定する議会を目指す、自由討議というところだと思うんですが、議論する仕組みを議会の中につくり出すということと、あとは市民の意見を聞いて、それを政策に結びつけていくということが議会基本条例の大きなところ、核になるところではないのかなと思うんですが、そうして見ますと、調布の場合では自由討議という言葉や広報広聴ということがありますけども、それがどのように内容を持ってここに上がってきているのかということ、骨子を見ただけではやはりわかりにくい。そこは皆さんと十分に議論を重ねていく中で、もう少し具体的にそれぞれの考えを出し合って、調布の議会ではどうあるべきなのかというようなところをもう少し話し合う必要があるのではないのかなと感じました。

ちょっと質問なんですが、第7章の政治倫理のところ識見努力という言葉がありますが、これはどういうことなんでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

このことについてはちょっとお待ちくださいね……先に議論を進めておいてもらいながら。

○川畑副座長

ほかに皆さんから御意見、御議論ございましたら、挙手にてお願いします。ただいま骨子（案）についてでございます。雨宮委員。

○雨宮委員

今、何人かの方の意見を聞いていてなるほどなと思ったのは、ほかの条例でもそうだし、法律なんかでもそうなんですけど、割と法律の頭のほうに用語の定義がありますよね。次の用語が意味するところはこういうことだという定義があるから、この基本条例の場合にも、まさに基本をなす条例ですから、どういった意味合いで言葉が使われているかということが明確にわかるような、章立てまでする必要はあるかどうかよくわかりませんが、そういう構成にしたらどうかなというふうに今聞いていて思ったんです。そうしないと、一人一人それぞれが、議員だけじゃなくて、市民の皆さんも読んで自分の解釈というか理解で受けとめてしまって、そごが生ずる危険があるんじゃないかなというふうに思

ったんで、ちょっと今発言しました。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほどの御質問ですが、今、例えば雨宮さんがお話しされたようなところと場合によっては勘違いされるかなという部分もあるんですけども、このことについては今後の条例を制定する案としてお出ししたいということは、議会の議員というものは市民の負託に応えるために、より高い政治倫理なども求められてくるということから、それぞれの議員の品位を保持する、高めるというか、そうしたことを養っていただくことを目的とするというようなものを文章化していきたいというふうに考えていますので、このところで書いてあります識見の強化、努力についてはそういった意味合いで、今後文章化していきたいということですね。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

後でまた詳しいことが示されてくるのかな、提案されてくるのかなと思うんですが、今の座長の言葉ですと、政治倫理観と識見努力というところの違いもちょっとよくわからないんですが、ここに挙げられている言葉を、もう少しみんなでどういうことなのかというところの共通理解を図っていくということはやはり必要なのかなと感じました。

○川畑副座長

御意見ですね。はい、大河委員。

○大河委員

今、雨宮委員さんから言葉云々という話がありました。ただ、原理原則はそうかもしれませんが、まさに調布の自治基本条例が最初は割とわかりやすくそうかなと思っていたんですけど、いや、それはこう読むんだとか、これはこういう解釈をするんだということで、だんだんによくわからなくなって、じゃ、市民は何なのという話のときに、私は一般名詞でもいいんじゃないか、そして、個別で出てきたときにそれについては解釈するという意見を述べた記憶がございます。ですから、やはりそういう意味で言えば、事細かに完璧な法律をつくるというような、誰が読んでも同じに見えるものが求められているのか。

議会というのはこんなふうで、私たちのために議会はこういうふうに通じてくれるし、私たちも議会にこういうことを求めているんだということがとってわかるような内容であることがむしろ大事なんじゃないのかなというふうに思うので、その辺の兼ね合いという

ものはやっぱりしんしゃくしながらやっていかないと難しいことにはまってしまって、何のためなのというところがなかなか見えなくなってくるような気もいたします。きょうは全体像がここで書かれたということではありますが、じゃ、どうなのというのを1回見て、なるほど、これで行きましょうというふうに簡単に言えるものでもないと思いますし、今言ったように言葉そのものもどういった内容なのかといったことも見えない部分もありますので、座長がおっしゃった、私はこのためにつくり出すというようなお話がありましたけれども、やはり再度確認する意味で、なぜ私たちは議会基本条例を制定するのかということの再確認をしながら、規範となる議会基本条例なる考え方を、調布議会としてはこういうことを市民のほうにちゃんと訴えていこうということ全体の中で共有するような話の根本的なところはしっかり押さえていくということは、私は手間がかかってもやったほうがいいのではないかなという気がいたします。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、座長。

○伊藤座長

骨子（案）の中に出ているそれぞれの、例えば先ほども第5章、第8章に政策提言が2つある、この解釈はというようなこともあるように伺いました。考え方としては、議会機能の強化と政務活動の分野においては、片方が議会は提言していくんだ、片方は提言するために研さんを積むんだという1つのものを2つに分ける作業がここには文字として出てくるわけでありまして、そこにつきましては今後、3、4、5、続いて提案するときの中身について判断または御協議いただきながら進めていきたいというふうにも考えています。

今回は、第1章、第2章の中において、冒頭に林委員さんからも御指摘がありましたように、それぞれの御意見を伺ってまいりたい。その中において次回以降、その中身について議論を進めて詰めていきたいという思いを持ってきょうは提案させていただいておりますので、まずはその辺の御理解をいただきたいというふうに感じました。続けて、1章、2章についても意見があれば、それぞれ交わしていただいて、そして意見の中身をこちらのほうでは精査していきたい。このような形で思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○川畑副座長

それでは、第1章、総則（案）について御意見がございましたら、挙手にて御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。雨宮委員。

○雨宮委員

その前に、蒸し返しになって申しわけないんですけど、例えば第4章の反問権の話なん

かについても、これは一旦議論されて、たしかペンディングという形になっているはずですよ。その議論はここの場で改めてまたやり直すということなのか、それとも、これまでの経緯は一応脇へ置いておいて、ここに条例化してしまうということなのか、その辺もよくわからない部分があるんですよ。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

その点も、これはいつお話をしているのか、私もちょっと頭の中で整理ができていないんだけど、議論は尽くされていませんが、このことについてここに掲示しているというふうなことを言った記憶があるんだけど、どこで言っているのかがちょっと私もね。ただ、もちろん今、雨宮委員さんがおっしゃるように、今までの議論の中で定められてきていないわけでありまして、そのことは前提であります。

以上です。

○雨宮委員

ということは、考え方としては、この条例を議論する過程の中で、例えばこの問題について改めて議論し直すということになるんですか。

○伊藤座長

考え方としてというか、それを明文化して提案するということではありません。ただ、この中において必要と感じたものについては羅列していったということをまず理解していただきたいと思いますが、提案時にはこれを提案として入れるということはありません。ただ、皆さんの意見の中からそうしたことが出てくれば、これはまた継続的な改革を進めていくということは常に言っているところでありまして、そのことについてはまた議論する機会がいずれあるのかもしれない。

以上です。

○川畑副座長

それでは、第1章、総則（案）について御意見がございましたら、挙手にてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。大河委員。

○大河委員

基本条例の中の目的というふうに既に資料54であれされていますけども、この議論をするのですか。それとも、骨子（案）に出している1章の言葉の中のそれぞれについて意見を問われているのでしょうか。ちょっとそこがわからない。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

総則として、第1章であらわしている文言についての全体的な感じ方をまず議論していただきたい。その中で個別な、やはりこの部分はいかかなものかとか、そうした部分においての議論に入っていきたいというふうに思っていますから、全体的な、まず示すことによって議論が進んでいくという。全く白紙で出すということはありませんので、その辺だけは前回御理解をいただいていると思いますから、この辺の議論の進め方についてはよろしく御協力をいただきたいと思います。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

一緒にしようとかということではなくて、全体の流れについてということでこちらで質問させていただいてもよろしいですか。

○川畑副座長

はい。

○井上委員

前回の代表者会議の資料49をいただいたと思うんですけども、この中で、本日が11月5日ということで第17回の代表者会議と。11月中に18、19、20ということで、本日を入れたらあと4回、代表者会議が行われるということで、あわせて市民の声が11月中にホームページ、議長へのはがきということで意見を募集されるという流れになっているんですけども、本日こちらで第1章、第2章、それから条例の骨子（案）が示された中で、少なくとも、やはりこれは全議員で共有していかなければいけない問題だろうということはこれまでもこちらのほうで意見はさせていただいてまいったわけでありましてけれども、例えばこれが今後の進め方として、18回、11月9日のときに例えば3章、4章とかそういう形で、ここでは10章まで示されているんですけども、最終的にそういう形で2章ずつとか3章になるのか、1章なのかわかりませんが、ということでこの骨子の章立てのものがどんどん出てくるという理解でいいのかというのがまず1点。

あわせて、適時、全員協議会を開催していただくということで日程案には書いてあるんですけども、その適時というのが具体的にはどういう形で進んでいくのかというのが。例えば、きょうここで骨子と1章、2章が示されたわけですけども、ここでいろんな意見が出たりということになるんでしょうけども、これを会派に持って帰って議論しましょうというのなかなか難しいのかなというふうな受けとめをしまして、要は、全体パッケ

ージの議会議本条例としてはこういうようなものが示されて、これから議員の皆さんで協議しましょうという話になっていくのか。その辺のスケジュール観というか、全議会でどういう形で意識を共有していくのかというところのお考えをお聞かせいただければと思うんですけども。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

進め方についてであります。まず骨子（案）を示しながら、そして第1章、第2章を成文化したものを示して、その中において、それぞれの会派のお考えなどがどう反映されるのか、もしくはどう修正してほしいのか、私どもとしてはそれぞれ合議が得られるような努力をしていきたいというふうに考えています。そこにおいて、次、第3、第4を出すのかということも含めますが、それは進め方においては順次出していきたいというように形を基本的に思っています。

それから、示したものについては各会派でそれぞれ共有として、まず今こういう案が示されているぞということについての議論はしていただきたいというふうに考えています。そして、当然その議論をした後に次回の代表者会議に備えるわけではありますが、そのときに第1章についてはどういう意見がそれぞれの会派からあったのか、場合によっては、その案で成案に結びつけるのかという作業に入っていくのではないかと考えています。そこからタイミングを追いながら、それぞれの時点で全員協議会などの形で全議員にこのことを周知するということになるのではないかとというふうに私のスケジュール観は考えていますが、ぜひ御理解をいただかないと、タイトなスケジュールの中で物事を進めていきたいと考えていることは、現実的にタイトなわけですから、有効な時間をそれぞれの会派がうまく使っていただきたい。このことをお願いしたいと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

今の進め方の問題なんです。例えばきょうの議論の中でも一番大きな分岐点というか分かれ道になっているのは、最高規範性の扱いをどうするかという真正面から対立というか、ぶつかり合っているわけですね。まずその問題についての整理がされないともまずいわけだし、つまり前提を一致させていかないとこの先に進めることはできないと思うんですよ。だから、そういう意味で言えば、きょう問題提起がされたものを座長なり副座長が



受けとめて、どういうふう処理するとか、どういうふう扱うのかということの成り行きはやっぱり次回という話になるんだろうというふうに私は思うんですよ。

私の考えでは、そういう大きなそごが生じている部分があるとすれば、まずそれを代表者会議として整理して統一させた上で、会派に持ち帰って伝えてくれじゃなくて、骨子の段階で私は全議員に示すべきだと思うんですよ。そこで全議員を対象にして意見も聞きながら、次の具体的な条文化、あるいは考え方としてまとめていく。ここで言えば、きょう出された第1章、2章は条文そのものじゃないですよ。条文に整えるに当たってこういうふうな考え方だということだと思いますけれども、やはりそういう手順を追っていかないと、タイトなことはタイトなんだけれども、だから理解ということにはなかなかかなりにくいんじゃないかなというふうに思うんですけれどもね。特に最高規範性の問題をどういうふうにするのかというのはかなり議論を尽くさないとまずい部分ではないかなというふうに強く思っています。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

そうですね。私たちが青森で基本フォーラムの中で聞いた伊賀ですか、あそこは最高規範性ということを明確に条文化しているんですよ。最高規範性という項目を設け、条例は議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない、議員はこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければいけないというふうに明確に位置づけております。やはり座長がそうおっしゃった考え方というものは、私はそうだろうなと思って聞いて、ちょっと逆に言うと、スタート時点のところで異議を唱えられたというのは大変意外でした。

ですから、雨宮委員もおっしゃったように、どこの章というよりも、私たちの目指すべきものは何なのかという非常に大きな原点の問題だと思いますので、そして、そういった中でそのことをどう捉えて考えていくのかというところのスタートでありますから、まさにそのことがあるからこそ議会は活性化しなきゃいけないとか、議会はこうでなきゃいけないというふうに読み解いていくのではないかなというふうに私も思います。その言葉を使わなければいいのか、それとも、そういう考えに基づくと言ったほうがいいのか、その辺のイメージが聞いていてつかみかねる部分もありましたし、非常にタイトであれだという話もありましたし、出された会派、よく会派の人数の話も出ているように、非常に大きな議会の人数を抱えているところですので、せっかくやっていって最後に来て違うだ

ろうという話では困るので、大枠の中で私たちはどう考えていくのかという部分は共有し、同じベクトルで、同じ方向を見てしっかりやっつけようというようなところはやはりあってしかるべきだというふうに私も思います。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

今、御意見があったように、うちの会派が最初から基本中の基本を問題提起してしまったという御指摘があったところでございますけれども、伊賀の条例については私も把握はしておりますけれども、伊賀の場合は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならないと断言していますよね。条例間において優劣がない以上、こういうふうに条例の頭を押さえるような条例をつくるということ自体、私はいかなるものかというふうに思っておりますし、先ほど座長が最高規範ではなくて最高規範性という言葉を使いながらうまく御説明されていたので、御趣旨としては何となくというか、理解はするところなんですけれども、自治基本条例の中でも私どもの会派は最高規範性、最高規範という言葉に異議を唱えてきたところございまして、議会基本条例をつくっていく以上は、やはりその辺との整合性も図っていかなくてはならないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○大河委員

ちょっとわからないんですけど、じゃ、最高規範性ということについての考え方は認めるという意味で受けとめてよろしいんですか。

○林委員

最高規範と最高規範性というのは言葉は似ていますが、違うと私は思っています。ただ、最高規範という言葉自体がひとり歩きしますから、やはりその言葉についての使い道は考えなきゃいけないと思っておりますし、先ほどから繰り返し述べていますけれども、憲法があって、地方自治法があって、そのもとに私どもの地方議会としての条例を制定していくわけですから、条例間の優劣があってはならないし、少なくともそれを最高規範という言葉、または最高規範性という言葉でくくって上下関係を持たせるように市民に認識させるような言葉を使うべきではない、わかりやすくすべきだということです。

○大河委員

では、自治法に反していない限りは条例制定できるというのでいけば、伊賀はどういうことからそのことが条文化できたというふうにお考えになりますか。参考までに。

○林委員

私、伊賀市議会の人間でもございませんし、当事者でもございませんので、なぜ伊賀が最高規範性という1つの枠で、第22条になっていますけども、そういうものをつくったのかは私はちょっとわかりかねるところです。

○大河委員

私は、市民の混乱を招くと言いますが、市民の人にとってなぜ議会基本条例が大事なのかといったときの思いを伝えるとき、まさに座長がお話したような説明なくしてそのことを伝えるのはなかなか難しいのではないかなと思いますので、説明であってもその言葉を使うことに対して難色を示すということそのものがよく理解できないので、そういう言葉を使って説明することはよしとするのかどうかも含めて、基本中の基本ですので、やっぱりここはしっかり議論するところなんじゃないでしょうか。私たちは自治基本条例で行政に対してさまざまな点から疑問を投げかけ、議論をし、長くそのことにかかわってきているわけです。

議会も、先ほど座長が言ったようにつくれば、まさに最高規範に近い内容を持った条例であるとすれば、その条例制定をするというところに全員がオーケーはしているわけですが、立っているわけですから、どんな思いでこのことについてやっていくんだという確認は、やはりイントロダクションとして何らかの形で共有していかないと前へ進まないんじゃないかなというふうに今の話を聞いていて私は強く思いました。やはり行政に物を言っている議会である以上、条例のことに対しての市政、立法府である議会の1つのありようとして、ここはしっかり議論すべき場所なんじゃないでしょうか。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

ちなみに今、最高規範性がつくかどうかで違いがあるのかなと思って見ているんですが、多摩も第7章で最高規範性及び見直し手続として性がついているんですが、この条例は議会に関する基本的事項を決める条例であり、議会における最高規範ですと明言していますね。あと、京丹後のも見てみますと、やはり最高規範性と見直し手続というふうにしているんですが、議会における最高規範であってというふうに言っていますね。だから、性がつくつかないでどういうふうに違うのかわからないところなんです、私たちの代表者会議と、または調布の議会全体で、どうしてこの基本条例をつくるのかというところはしっかりと押さえておかなければ、やっぱり揺らいでしまうのかなと今の議論を聞いていても感じてしまいました。

○川畑副座長

ほかに御議論ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

聞いていて思ったのは、いわゆる行政部局というか、市長部局における自治基本条例と他の一般条例の関係と、議会基本条例を自治基本条例と同じように位置づけた見方をする必要はないような気がするんですよ。条例の優劣がないという話は、自治基本条例と他の一般条例の関係のときによく言われていたと思うんですね。ただ、今の議会基本条例の場合は、少なくとも議会という限られた宇宙の中で言われる言葉ですから、しかも、伊賀のようなああいう断定の仕方がいいのかどうか、私はよくわかりませんが、ただ、まさに最高規範性、最高規範というふうに位置づけることはやっぱり必要なんだろうというふうに思います。だから、そういうふうになると、むしろ私なんかは、総則の基本理念のところを最高規範という中身をうたい込んだほうが、より位置づけが明確になるんじゃないかなというふうに今議論を聞いていて思いました。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

そういうことも含めて、何を指すのかというようなことがそれぞれの議会で前文みたいなものがあります。そういったところは少なくとも、いろいろ案が今示されていますけど、それは私たち自身が自分の言葉で、例えば最高規範を別に言えば全力で市民のためにとか、何かそういうふうな言葉の一つ一つを自分たちでつくっていくということがあって初めて納得できる部分ではないかと思うので、ほかのことはともかくとしても、私たちは何のために基本条例をつくってこういう議会改革に臨み、調布の議会をより活性化し、開かれたものにしていくのかという、そこのところはしっかり一度でも全協を開いて、やっぱり何か自分たちから出る言葉をつくっていく必要があるのではないかなと私は思います。出されたこういうのを見ると何かそうかなと思っちゃうけど、自分たちで思った思いではないわけですので、少しそれを共有するような作業はやっぱりあっていいんじゃないかなというふうに私は思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。第1章の総則（案）等。雨宮委員。

○雨宮委員

余り気にとめていなかったんですが、資料50、骨子（案）のほうでは前文がここに位置づけられているんですけども、きょうの資料54のほうでは前文が示されていませんけど、

前文は最終的にはつけないということになるんですかね（「いや、つけますよ」と呼ぶ者あり）。つけるんですよね。むしろそういうことであれば、基本理念や目的は目的として必要だと思いますけども、前文の中に先ほどからいろいろ出されている崇高な理念じゃないけど、なぜつくるのかという、やっぱりそここのところが示されて初めて目的や、あるいはそれにつながる基本理念というふうに行くんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、そういう意味で、大河さんは一字一句、自分たちでつくろうという話もあるけど、それはそれかもしれないけど、たたき台として前文をぜひ示していただければ、さつき座長が冒頭で言われた、それこそ背景と決意みたいなことだろうというふうに思うんですけど、それを成文案として示していただいたほうが議論しやすいのかなという感じはしますね。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

やっぱり自分たちで汗をかくという意味で言えば、私は前文を自分で全部書いて、それぞれが出し合ってたたくということをしないうまでも、例えば最高規範に係るこういう言葉はぜひ入れてほしいとか、お互いに作業として何か出すとか書くとかということをしなくて、何ひとつしないでやっていくということについてはどうなのかなと思いますので、例えば林さんの会派のところでは、それにかわるこんな言葉を入れてあれするべきじゃないとか、何かそういうようなことを試しにやってみるといことはどうなんでしょうね。それとも、案を出してもらって、それをたたいてこういう言葉は変えろとかという意味ですか。余りに何もしていなくていいんでしょうか。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

前文こそが、なぜ議会改革をするのかということが明確に出るところだと思いますので、そこをそれぞれでもう一度考え直して、提案して、それを持ち寄って前文をつくるということもありなのかなと私も思います。座長としての考え方として言われたところが多分前文というところになると思うんですが、座長提案だけではなくて、本当は全議員でそれができれば一番いいのかなと私は思うんですが、もう一度そこに立ち返って考えるべきではないのかなと思いました。

○大河委員

私は少しメモしたんですね。なぜ制定するのか、一括法とその流れと。例えば、お読み

になられたと思うので、原文があるんだったら、みんなでもうちょっとここはこうなんじゃないかというのを出すとか、そういったことを何かしないと、またそれが出されて、じゃ、その場でというのはなかなか難しいんじゃないかと思うんですね。ですから、もし何かあるのであれば、それをもらって、そして私たち自身があいている間にそれを検討してやるというような作業をする必要があるんじゃないでしょうか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

先ほど座長が資料54の説明に入る前に、いわゆる前文的な発言をされましたよね。それをペーパーにしてもらって、あらかじめ配っておいてもらって、それぞれが推敲じゃないけども、いわゆるたたくという作業をしたらどうなの。それでもだめなの。

○川畑副座長

ほかに。座長。

○伊藤座長

基本的に、この議論を進めていく上で、私どもから案をお出ししますので、その中身について精査または理解をいただくため、お互いの議論を深めていきましょう、こういう形で進めてきているというふうにもまず再確認していただければありがたいなと思って、今の議論を聞いていました。

一方、それぞれの提案する中身については、今後なるべく前もって皆さんには配付して、そしてその中身についてよくお目通しをいただきながら、この会に臨んでいただくよう努力もしていきたいと考えています。中においては、2章まで今お披露をしていますけれども、3、4、5、続いて中身についても提案していきたいとも考えています。その中において、先ほども申し上げましたが、各党派でそれぞれ中身を精査していただいて、そしてそのタイミングを見計らいながら全員の議員に周知、もしくは意見を聞くという作業に入ってもらいたいということがこの条例をつくる過程での流れとして前回もお示ししているところでございまして、ぜひそのところについては御理解をいただきたい。ただ、表現の中身については、きょうの議論を聞きながらも、当然皆さんの意見をその中に反映していかなければならないと考えていますので、そうしたことを今後も続けていきたいということをごここで明確にしておきたいと思えます。

また、1章、2章以外、前文についての御意見もありましたので、この点についてもなるべく早い段階で皆さんのほうにお示ししていきたいということを考えていますので、まず御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

それでは、皆さんの御議論により本日は会議の時間がなくなりました。つきましては、残った検討・協議事項につきましては次回の代表者会議で協議したいと思っておりますので、御了承くださいませ。

日程の3、その他に入ります。

次回の代表者会議の今後の日程でございますが、次回、第18回代表者会議は11月9日の金曜日午後2時から、ここ、全員協議会室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

最後に、座長のほうからよろしいですか。――傍聴の皆様には、感想などがあれば配付してあります用紙に記入していただければと思っております。

本日はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時59分 散会